

厚生労働省告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）附則第十三条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働大臣が定める事項及び評価方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。第九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）以下「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」という。第七十二条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）以下「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」という。附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、指定障害福祉サービス基準第九十六条の三、指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の二、障害福祉サービス基準第七十二条の三及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項ごとに同表の中欄に掲げる評価基準に依り、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものである。

事項	評価基準	スコア
労働時間	一 一日の平均労働時間数（就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型事業所（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業所をいう）又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十一条に規定する障害者支援施設をいう）以下同じ））をいう。以下同じ。）において、就労継続支援A型等（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設（就労継続支援A型に属する障害福祉サービス事業所等）をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度において、当該就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結して利用者の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該就労継続支援A型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ。）が七時間以上であること。	八十
	二 一日の平均労働時間数が六時間以上七時間未満であること。	七十
	三 一日の平均労働時間数が五時間以上六時間未満であること。	五十五

多様な働き方	生産活動	スコア
	四 一日の平均労働時間数が四時間三十分以上五時間未満であること。	四十五
	五 一日の平均労働時間数が四時間以上四時間三十分未満であること。	四十
	六 一日の平均労働時間数が三時間以上四時間未満であること。	三十
	七 一日の平均労働時間数が二時間以上三時間未満であること。	二十
	八 一日の平均労働時間数が二時間未満であること。	五
	一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度をいう。以下同じ。）及び前年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の属する年度の生産活動収入（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額以上であること。	四十
	二 前年度における生産活動収入が前年度に利用者へ支払う賃金の総額以上であること。（一）に該当する場合を除く。	二十五
	三 前々年度における生産活動収入が前々年度に利用者へ支払う賃金の総額以上であること。（一）に該当する場合を除く。	二十
	四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収入がそれぞれ当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額以上でないこと。	五

一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからエまでに掲げる利用者に係る事項を定めていることをそれぞれ一点とし、算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）が八点以上であること。

イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項

ロ 利用者（当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項）

ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項

ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項

ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項

ヘ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度に関する事項

<p>ト 時間を単位として又は時季を指定して有給休暇を与えることに関する事項</p> <p>チ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項</p>	<p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p>	<p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>支援力向上のための取組</p>
<p>一 前年度(次のトに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間)において、次のイからチまでのうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合に於いて算定した点数の合計(以下この事項において「合計点数」という。)が八点以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型事業所の職員(サービス管理責任者及び職業指導員等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表、以下「介護給付費等単位数表」という。)第13の8の注1において同じ)に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画(研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したもの)に於いて、当該研修計画に基づき、当該就労継続支援A型事業所等(就労継続支援A型事業所(障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業者をいう)又は指定障害者支援施設をいう)以下同じ)以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会(当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る)への当該職員の参加状況</p> <p>(1) 当該職員の半数以上が参加している場合 二点</p> <p>(2) 参加した当該職員の数が一人以上である場合 (1)に該当する場合を除く) 一点</p> <p>ロ 就労継続支援A型事業所等の職員が、当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修(当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く)、学会又は学芸誌等において発表した回数</p> <p>(1) 二回以上の場合 二点</p> <p>(2) 一回の場合 一点</p> <p>ハ 先進的取組を行う他の就労継続支援A型事業者等(他の事業者をいう。以下同じ)の視察等の実施状況</p> <p>(1) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的取組の視察又は先進的取組の実習を行っている、かつ、当該就労継続支援A型事業者等(他の事業者をいう)の就労継続支援A型事業者等(他の事業者をいう)の職員による視察又は実習を受け入れた場合 二点</p> <p>(2) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的取組の視察若しくは先進的取組の実習を受けた場合(1)に該当する場合を除く) 一点</p>	<p>三十五</p>	<p>十五</p>	<p>二十五</p>

<p>地域連携活動</p>	<p>二 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展示会その他これらに類するものに参加した回数</p> <p>(1) 二回以上の場合 二点</p> <p>(2) 一回の場合 一点</p> <p>ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合 二点</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合 二点</p> <p>ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点</p> <p>チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点</p> <p>三 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>二 合計点数が一点以上五点以下であること。</p> <p>一 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>十</p>	<p>十五</p>	<p>二十五</p>
<p>○厚生労働省告示第八十九号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第六十三条第一項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める医療行為を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。</p> <p>令和三年三月二十三日 厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>厚生労働省が定める医療行為</p> <p>一 気管切開の管理</p> <p>二 鼻咽頭エアウェイの管理</p> <p>三 酸素療法</p> <p>四 ネブライザーの管理</p> <p>五 経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る。)</p> <p>六 中心静脈カテーテルの管理</p> <p>七 皮下注射</p> <p>八 血糖測定</p> <p>九 継続的な透析</p> <p>十 導尿</p> <p>十一 排便管理(消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸(医療行為に該当しないものとして別に定める場合を除く)の実施に限る。)</p> <p>十二 瘻管時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置</p>				